

○栃木市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則

平成25年3月29日

規則第19号

改正 平成27年8月27日規則第50号

平成28年3月23日規則第21号

平成29年6月28日規則第27号

令和6年4月1日規則第15号

令和7年3月7日規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「法」という。）、都市の低炭素化の促進に関する法律施行令（平成24年政令第286号）及び都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号。以下「省令」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(市長が必要と認める図書)

第2条 省令第41条第1項に規定する市長が必要と認める図書は、次のとおりとする。

- (1) 法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合している旨を証する書類（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限る。）の交付を受けた場合にあっては、当該書類
- (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認済証の交付を受けた場合にあっては、当該確認済証の写し
- (3) 住宅品質確保法第5条第1項の規定による住宅性能評価書の交付を受けた場合にあっては、当該住宅性能評価書の写し
- (4) その他市長が必要と認める図書

(平27規則50・平29規則27・令6規則15・令7規則4・一部改正)

(認定しない旨の通知等)

第3条 市長は、法第53条第1項の規定による認定の申請（以下「認定の申請」という。）があった場合において、当該申請に係る低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項各号に規定する基準に適合しないと認めるとき、又は法第54条第4項において準用する建築基準法第18条第15項に規定する通知書（同法第6条第1項に規定する建築基準関係規定（以下「建築基準関係規定」という。）に適合しない旨の通知書に限る。）の交付を受けたときは、認定しない旨の通知書（別記様式第1号）により、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、認定の申請があった場合において、当該申請に係る低炭素建築物新築等計画が法第54条

第1項各号に規定する基準に適合するかどうかを決定することができないとき、又は法第54条第4項において準用する建築基準法第18条第14項に規定する通知書（建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない旨の通知書に限る。）の交付を受けたときは、適合するかどうかを決定することができない旨の通知書（別記様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

（平27規則50・令7規則4・一部改正）

（建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出等）

第4条 法第54条第2項の規定により低炭素建築物新築等計画が建築基準関係規定に適合するかどうかの建築主事又は建築副主事（以下「建築主事等」という。）の審査を受けるよう申出をしようとする者は、省令第41条第1項に定めるもののほか、同項に規定する申請書の副本及び添付図書（以下「申請書の副本等」という。）各1部並びに建築基準法第6条第1項に規定する確認の申請書（以下「建築確認申請書」という。）の正本及び副本2部を、市長に提出するものとする。

2 法第54条第3項の規定による建築主事等への通知は、低炭素建築物新築等計画通知書（別記様式第3号）に申請書の副本等並びに建築確認申請書の正本及び副本1部を添えて行うものとする。

（平27規則50・令6規則15・一部改正）

（申請の取下げ）

第5条 認定の申請をした者は、認定を受ける前に当該申請を取り下げようとするときは、認定申請取下げ申出書（別記様式第4号）の正本及び副本1部により、速やかにその旨を市長に申し出なければならない。

2 市長は、前項の認定申請取下げ申出書の提出があったときは、当該認定申請取下げ申出書の副本に申請書の副本等を添えて、当該申請者に返還するものとする。

3 市長は、第1項の申し出があった認定の申請について前条第2項の通知を行っているときは、取下げ通知書（別記様式第5号）により、その旨を建築主事等に通知するものとする。

（平27規則50・令6規則15・一部改正）

（認定を受けた低炭素建築物新築等計画の変更への準用）

第6条 前3条の規定は、法第55条第1項の認定について準用する。この場合において、第3条第1項中「法第53条第1項」とあるのは「法第55条第1項」と、「法第54条第1項各号」とあるのは「法第55条第2項において準用する法第54条第1項各号」と、「法第54条第4項」とあるのは「法第55条第2項において準用する法第54条第4項」と、第4条第1項中「法第54条第2項」とあるのは「法第55条第2項において準用する法第54条第2項」と、「省令第41条第1項」とあるのは「省令第45条」と、同条第2項中「法第54条第3項」とあるのは「法第55条第2項において準用する法第54条第3項」と読み替えるものとする。

（平27規則50・一部改正）

（認定低炭素建築物新築等計画の状況に関する報告）

第7条 法第54条第1項の認定を受けた者（以下「認定建築主」という。）は、低炭素建築物の新築

等の工事が完了したときは、速やかに低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築が完了した旨の報告書（別記様式第 6 号）により、市長が必要と認める図書を添えて、市長に報告しなければならない。

- 2 認定建築主は、法第 5 6 条の規定により低炭素建築物の新築等の状況についての報告を求められた場合には、低炭素建築物の新築等の状況に関する報告書（別記様式第 7 号）により、市長が必要と認める図書を添えて、市長に報告しなければならない。

（認定建築主の変更の申出）

第 8 条 認定建築主は、当該認定建築主を変更しようとするときは、速やかに認定建築主変更申出書（別記様式第 8 号）により、市長に申し出なければならない。

（改善命令）

第 9 条 市長は、法第 5 7 条の規定により認定建築主に対し改善に必要な措置をとるべきことを命ずるときは、改善命令書（別記様式第 9 号）により、行うものとする。

（認定の取消し）

第 1 0 条 認定建築主は、認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築を取りやめようとするときは、速やかに認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築を取りやめる旨の申出書（別記様式第 1 0 号）により、市長に申し出なければならない。

- 2 市長は、法第 5 8 条の規定により認定を取り消すときは、認定取消通知書（別記様式第 1 1 号）により認定建築主に通知するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 2 7 年規則第 5 0 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 2 8 年規則第 2 1 号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

（栃木市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部改正に伴う経過措置）

- 7 改正後の栃木市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の規定は、この規則の施行の日以後になされた処分又は申請に係る不作為に係る不服申立てについて適用し、同日前になされた処分又は申請に係る不作為に係る不服申立てについては、なお従前の例による。

附 則（平成 2 9 年規則第 2 7 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 6 年規則第 1 5 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 7 年規則第 4 号）

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条第 1 項の改正規定は、公布の日から施行する。

別記様式第1号（第3条関係）

年 月 日

認定しない旨の通知書

様

栃木市長



次のとおり都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項（同法第55条第2項において準用する同法第54条第1項）の認定基準に適合しないことを認めたので通知します。

- 1 申請受付年月日 年 月 日
- 2 申請に係る建築物の位置
- 3 理由

（教示）

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に栃木市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に栃木市を被告として（訴訟において栃木市を代表する者は栃木市長となります。）提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記様式第2号（第3条関係）

年 月 日

適合するかどうかを決定することができない旨の通知書

様

栃木市長



次のとおり都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項（同法第55条第2項において準用する同法第54条第1項）の認定基準に適合するかどうかを決定することができないので通知します。

- 1 申請受付年月日 年 月 日
- 2 認定に係る建築物の位置
- 3 理由

（教示）

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に栃木市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に栃木市を被告として（訴訟において栃木市を代表する者は栃木市長となります。）提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記様式第3号（第4条関係）

年 月 日

低炭素建築物新築等計画通知書

(宛先)建築(副)主事

栃木市長



都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項（同法第55条第2項において準用する同法第54条第2項）の規定による建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受ける旨の申出があったので、同条第3項（同法第55条第2項において準用する同法第54条第3項）の規定により、次のとおり低炭素建築物新築等計画を通知します。

- 1 認定申請受付年月日 年 月 日
- 2 認定申請者
- 3 敷地の地名地番
- 4 敷地面積 m^2
- 5 床面積の合計 m^2
- 6 建築物の用途 ☐一戸建ての専用住宅 ☐共同住宅等
☐住宅以外の用途のみに供する建築物
☐住宅及び住宅以外の両方の用途に供する建築物
- 7 階数 階
- 8 構造
- 9 添付書類 建築確認申請書

別記様式第4号（第5条関係）

認定申請取下げ申出書

年 月 日

（宛先）栃木市長

次の認定の申請を取り下げたいので、栃木市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則第5条第1項の規定により申し出ます。

1	（申請者） 住所又は所在地 氏名又は名称 及び代表者氏名	
2	認定申請年月日	年 月 日
3	認定申請に係る建築物の位置	
4	認定申請に係る建築物の用途	☐ 一戸建ての専用住宅 ☐ 共同住宅等 ☐ 住宅以外の用途のみに供する建築物 ☐ 住宅及び住宅以外の両方の用途に供する建築物
5	取下げの理由	
6	備考	
※受付欄		

別記様式第 5 号（第 5 条関係）

年 月 日

取下げ通知書

(宛先)建築(副)主事

栃木市長



次の低炭素建築物新築等計画については、栃木市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則第 5 条第 1 項（同細則第 6 条で準用する同条第 1 項）の認定申請取下げ申出書が提出されたので、同条第 3 項（同細則第 6 条で準用する同条第 3 項）の規定により通知します。

1 通知年月日及び文書番号 年 月 日

2 申請者

3 敷地の地名地番

4 認定申請取下げ申出書受付年月日 年 月 日

別記様式第6号（第7条関係）

低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築が完了した旨の報告書

年 月 日

（宛先）栃木市長

次のとおり低炭素建築物の建築が完了したので、栃木市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則第7条第1項の規定により報告します。

1	（認定建築主） 住所又は所在地 氏名又は名称 及び代表者氏名				
2	認定年月日及び 番号	年 月 日 第 号			
3	認定に係る建築物の位置				
4	認定に係る建築物の概要	建築物の 用途	☐ 一戸建ての専用住宅 ☐ 共同住宅等 ☐ 住宅以外の用途のみに供する建築物 ☐ 住宅及び住宅以外の両方の用途に供する建築物		
		建築面積	m ²	階数	
		延べ面積	m ²	構造	
5	完了年月日	年 月 日			
6	認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築が完了したことを確認した建築士等	（ 級）建築士（ ）登録第 号 住所 氏名 （ 級）建築士事務所（ ）知事登録第 号 名称 所在地			
※受付欄					

注 工事監理報告書又は建設住宅性能評価書等の写しを添付すること。

別記様式第7号（第7条関係）

低炭素建築物の新築等の状況に関する報告書

年 月 日

（宛先）栃木市長

低炭素建築物の新築等の状況について、栃木市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則第7条第2項の規定により、次のとおり報告します。

1	（認定建築主） 住所又は所在地 氏名又は名称 及び代表者氏名				
2	認定年月日及び 番号		年 月 日 第 号		
3	認定に係る建築物の位置				
4	認定に係る建築物の概要	建築物の用途	☐ 一戸建ての専用住宅 ☐ 共同住宅等 ☐ 住宅以外の用途のみに供する建築物 ☐ 住宅及び住宅以外の両方の用途に供する建築物		
		建築面積	m ²	階数	
		延べ面積	m ²	構造	
5	報告事項				
※受付欄					

別記様式第8号（第8条関係）

年 月 日

認定建築主変更申出書

（宛先）栃木市長

次のとおり認定低炭素建築物新築等計画の認定建築主を変更したいので、
栃木市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則第8条の規定により申
し出ます。

1		（認定建築主） 住所又は所在地 氏名又は名称 及び代表者氏名		
2		認定年月日及び番号		年 月 日 第 号
3		認定に係る建築物の位置		
認 定 建 築 主	4	変更前	住所	
			氏名	
	変更後	住所		
		氏名		
5		変更の期日及び理由		
6		備考		
※受付欄				

別記様式第9号（第9条関係）

年 月 日

改善命令書

認定建築主

住所

氏名

様

栃木市長



低炭素建築物の新築等について、栃木市都市の低炭素の促進に関する法律施行細則第9条の規定により、次のとおり改善措置を命じます。

- 1 認定年月日 年 月 日
- 2 認定番号 第 号
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 認定低炭素建築物の概要
- 5 命ずる措置
- 6 理由
- 7 改善の期限 年 月 日まで

（教示）

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に栃木市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に栃木市を被告として（訴訟において栃木市を代表する者は栃木市長となります。）提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記様式第 10 号（第 10 条関係）

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築を取りやめる旨の申出書

年 月 日

（宛先）栃木市長

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築を取りやめたいので、
栃木市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則第 10 条第 1 項の規定
により申し出ます。

1	（認定建築主） 住所又は所在地 氏名又は名称 及び代表者氏名			
2	認定年月日及び 番号 年 月 日 第 号			
3	認定に係る建築 物の位置			
4	認定に係る建築 物の概要	建築物の 用途	☐ 一戸建ての専用住宅 ☐ 共同住宅等 ☐ 住宅以外の用途のみに供する建築物 ☐ 住宅及び住宅以外の両方の用途に供す る建築物	
		建築面積	m ²	階数
		延べ面積	m ²	構造
5	備考			
※受付欄				

別記様式第 11 号（第 10 条関係）

年 月 日

認定取消通知書

様

栃木市長



認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物について、都市の低炭素化の促進に関する法律第 58 条の規定により、次のとおり認定を取り消したので通知します。

- 1 認定年月日 年 月 日
- 2 認定番号 第 号
- 3 認定建築主住所及び氏名
- 4 認定に係る建築物の位置
- 5 低炭素建築物の概要
- 6 理 由

（教示）

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に栃木市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に栃木市を被告として（訴訟において栃木市を代表する者は栃木市長となります。）提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記様式第1号（第3条関係）

（平28規則21・一部改正）

別記様式第2号（第3条関係）

（平28規則21・一部改正）

別記様式第3号（第4条関係）

（令6規則15・一部改正）

別記様式第4号（第5条関係）

（令6規則15・全改）

別記様式第5号（第5条関係）

（令6規則15・一部改正）

別記様式第6号（第7条関係）

（令6規則15・全改）

別記様式第7号（第7条関係）

（令6規則15・全改）

別記様式第8号（第8条関係）

（令6規則15・全改）

別記様式第9号（第9条関係）

（平28規則21・一部改正）

別記様式第10号（第10条関係）

（令6規則15・全改）

別記様式第11号（第10条関係）

（平28規則21・一部改正）